

議案第53号

新居浜市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年9月3日提出

新居浜市長 石川 勝 行

新居浜市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

新居浜市子ども医療費助成条例（昭和48年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8項を第9項とし、第4項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 この条例において「小学校修了前児童」とは、児童のうち12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第4条中「保険給付（）」を「保険給付（小学校修了前児童にあつては入院及び歯科に係る保険給付（歯科医師の処方箋による調剤に係る保険給付を含む。次条第2項において同じ。）に限り、小学校修了前児童を除く）」に、「、入院」を「入院」に改める。

第5条第2項中「の外来診療に係る保険給付」を「に係る保険給付（入院に係る保険給付を除く。）」、小学校修了前児童の歯科に係る保険給付」に改める。

第6条第1項中「医療費」を「医療費の助成及び小学校修了前児童の歯科に係る医療費（入院に係る医療費を除く。次項において同じ。）」に改め、同条第2項中「医療費」を「医療費の助成及び小学校修了前児童の歯科に係る医療費」に改め、同条第3項中「児童」を「児童の入院」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新居浜市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に助成対象者が子どもに係る保険給付につき一部負担金を負担した場合について適用する。

提案理由

医療費の助成対象を拡大し、子どもの保健福祉の増進と医療費負担の軽減による子育て支援の拡充を図るため、本案を提出する。